

寒かった冬も過ぎ、暖かな春がやってきました。
春というと、学生のお子さんやお孫さんがいらっしゃるご家庭では、入学・卒業・進学・進級など、いろいろと忙しい時期かと思います。

気温の変わりやすい日が続きますが、
みなさん体調に気をつけてお過ごしください。



春



もくじ

- 1.リニューアルしました！
- 2.防災計画を策定しました
- 3.現状変更行為について
- 4.審議会を開催しました

1. リニューアルしました！

平成28年度の第1号目の伝建群だよりに、「いつもの伝建群だよりと少しちがう気がする・・・」と思った方、そうなんです。平成28年4月発行号からリニューアルしました！これまで以上にみなさんにとって読みやすく、わかりやすいように工夫をして作っていきますのでよろしくお願ひします！

2. 防災計画を策定しました

平成25年度から調査を進めてきました、「桐生市桐生新町重要伝統的建造物群保存地区 防災計画」を平成27年度に策定しました。防災計画には、目的・重伝建地区の現状・課題・居住者意向の把握(防災アンケート・ワークショップの概要と結果)とそれらをふまえた基本的方針、対策の方向性などが記載されています。みなさんが自分たちでできることや、市と一緒にやっていくことなど、それぞれの役目をそれぞれが理解して協力をし合っていければと思っていますのでよろしくお願ひします。



3. 現状変更行為について

重伝建地区内で建物の外観を変えることや増減築することには「現状変更許可申請」の規制がかかっていますので、業者の方に頼んでしまう前に、**重伝建まちづくり課までご相談**ください。現状変更の規制がかかっているのは建物だけではなく、土地(敷地割り)にも関係しています。例えば、二つの敷地を一つにまとめてしまうこと(合筆)や、一つの敷地を二つ以上に分けてしまうこと(分筆)、また複数の敷地をよこぎる道を作ってしまうなどの行為が対象になっています。なぜ**敷地割り**にも規制がかかっているのかというと、桐生の伝建地区が文化庁に**認められた理由**がそこにあるからです。その理由が、「**伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの**」ということで、内容としては桐生新町町立て当初の敷地割りが大きく**変わることなく**、現在まで**継承**されていることが特徴とされています。桐生の伝建地区にとっても**大事なこと**であり、桐生新町の魅力の一つになっています。国にも認められた桐生新町の魅力の一つである「敷地割り」を**未来に繋げていく**ためにも、現状変更の規制にご理解とご協力をお願いします。

 **いつでもお気軽に重伝建まちづくり課へご相談ください。** 

4. 第13回保存審議会を開催しました

第13回保存審議会(平成27年度2回目)を3月28日に開催しました。今回の審議会では、平成27年度保存修理の報告、平成28年度の保存修理の概要説明、昨年12月に北小で行った避難・防災訓練の報告などを行いました。



～伝統と創造
絆なまち 桐生～

編集・発行

桐生市総合政策部重伝建まちづくり課重伝建係

電話 0277-46-1111(内線346,347)

ファクシミリ 0277-43-1001

E-mail denkengun@city.kiryu.lg.jp

平成28年4月1日発行 No.41